

町立住宅入居者の募集について

●募集内容

住宅の所在地、戸数、構造、規模等

団地名	定住川口団地S棟		所在地	仁淀川町川口25番地1	
構造等	専用面積	間取	月額家賃	募集戸数	備考
木造 平屋建	48.17㎡	1LDK (洋室1+LDK)	23,000円	1戸	S-2号 単身者入居可

●その他の条件

- ◎敷金 家賃3か月分
- ◎共益費 合併浄化槽の維持管理費、照明等の共用設備維持費等は別途必要になります。
- ◎駐車場 各戸1台分

●入居者の資格 入居者は、次の要件を全て備えていることが必要です。

- (1) 現に住宅に困窮している者
- (2) 町内に住所又は勤務場所を有すること。(住所又は勤務場所を有しない場合にあっても、仁淀川町に定住しようとする意思があること。)
- (3) 家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 仁淀川町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例第3条に規定する行政サービス等の制限措置を受けない者であり、町外から入居する者においては、市区町村税の滞納がない者であること。
- (5) その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 定住住宅(ただし、川口団地を除く。)にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族(6ヵ月以内に婚姻予定の婚約者を含む。)があることを要するものとする。

●申込に必要な書類

入居申込書、所得課税証明書(入居予定者全員)、入居する者全員の住民票(本籍・続柄入り)、町税等滞納状況確認同意書、町外在住の申請者については市区町村税の完納証明書等(過年を含め現在滞納がないことを証明するもの)、申請者と同居予定者との続柄を示す書類(戸籍の謄本または抄本等)、その他、必要に応じて追加で提出いただく場合があります。(離職・転職など、収入状況に変更がありましたら、所得課税証明書の代わりに離職証明書または給与支払証明書が必要になります。)

●申込の受付

◎ 受付期間 令和8年4月16日(木)～5月1日(金) 17時まで
(土、日、祝日を除く。)

◎ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(正午から1時間は除く。)

◎ 受付場所 仁淀川町役場本庁町民課 吾川郡仁淀川町大崎200番地

※本人または家族の方以外の代理人や、電話などによる申し込みは受け付けませんのでご注意ください。

●入居者の選考

募集戸数を超える場合には、住宅に困窮する度合いの高い者から入居決定します。(満40歳未満の者又は中学生以下の子と同居している者で住宅に困窮する入居申込者が優先されます。)この順位を定め難い場合は、抽選により入居者を決定します。

※定住川口団地は、単身者も入居は可能ですが、自ら居住するための住宅を必要とする者のうち、現に同居し、または同居しようとする親族がある者は優先されます。

●入居時期

令和8年6月上旬頃を予定しています。募集受付期間に応募者がいない場合は継続募集とし、先着順で入居者を決定します。

なお、募集受付期間中に申請者が多い場合は審査等により、入居時期が遅れることがあります。

●申込み・問い合わせ先

吾川郡仁淀川町大崎200番地

仁淀川町役場本庁町民課 住宅係 (☎0889-35-1088)